

平成29年度 労働局期間業務職員募集要項(別表)No.44の「応募資格」に記載誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

(誤) 1. 社会保険福祉士、産業カウンセラー等の資格保持者

(正) 1. 社会福祉士、産業カウンセラー等の資格保持者

平成29年度 労働局期間業務職員募集要項(別表)【No.44抜粋】

No.	仕事の内容	必要な経験等	応募資格	業務遂行上必要な免許・資格	備考
44	<p>一体的実施事業など地方自治体と国との協定に基づく事業において、実施する以下の業務</p> <p>(1)自治体との協定に基づき支援候補とした生活保護受給者等と面接を行い、支援対象となったものの支援プランの策定、担当者制による職業相談・職業紹介などの就労支援。                      (2)児童扶養手当受給者等の支援対象者を対象としたセミナーの講師としてセミナーを実施すること。                      (3)福祉事務所等との連絡調整、巡回相談。                      (4)事業所訪問等を含む就職後の職場適応・定着に向けたフォローアップ。                      (5)個別求人開拓及び事業主に対する求人条件緩和指導等。                      (6)その他、生活保護受給者等の就労支援に資すると公共職業安定所長が認める業務                      ○上記の業務に付帯する一般的な業務(電話対応、郵便物作成、報告書作成、資料作成、パソコンや専用システムへの入力作業)</p>	<p>パソコン操作ができること (エクセル・ワード)</p>	<p>次の1～3のいずれかの資格または経験がある者</p> <p>1. ※<u>社会福祉士</u>、産業カウンセラー等の資格保持者                      ※H29.2.6「社会保険福祉士」⇒「社会福祉士」に訂正                      2. 企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者                      3. 職業相談・職業紹介に関する知識・経験のある者</p>	<p>普通自動車運転免許 (AT可)</p>	<p>※採用部署によっては必要としない場合があります。求人票により確認してください。</p>